

## 台風18号被害に対応した防災対策の強化と 特別警報運用体制整備等に関する決議

本年9月に発生し日本列島を縦断した大型の台風18号は、西日本から北海道までの広い範囲にわたり非常に激しい風雨をもたらした。北信越地域においても、各地で土砂崩れ、河川の氾濫、突風などが発生し、死傷者を出すとともに、家屋の倒壊や浸水、交通手段の寸断などにより甚大な被害を被った。

8月から運用が開始され今回気象庁が初めて発表した「特別警報」について、「通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない」とこととされているが、発表後の各自治体での情報伝達や避難指示などの対応に相違が見られるなど、運用に大きな課題を残すものとなった。

こうした中、被災地方自治体においては、被災した地域の早急な復旧・復興への取組、今回の災害を教訓とした防災対策の強化が強く求められており、特に、特別警報に対応した情報伝達体制の確立など運用体制の整備が喫緊の課題となっている。

よって、国においては、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

### 記

- 1 台風18号による被害を教訓に防災対策の強化にさらに取り組むとともに、被災地域の復旧・復興、被災者の生活再建、被災自治体による災害再発防止策の実施等に対する支援措置を早期に講じること。
- 2 大雨、地震、津波、高潮などについて予測技術の高度化を進め、精度の向上を図ること。

- 3 特別警報の運用にあたっては、防災気象情報体系の整理、発表地域単位の細分化や発表文形式の見直しなどを行い、住民が事象の緊急性や重大性を認識できる仕組みを早急に構築すること。
- 4 特別警報の住民等への伝達手段として全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メール等の活用を進めるとともに、その運用方法を明確にし、迅速な情報伝達体制の確立に努めること。
- 5 特別警報の運用に対応するために地方自治体が行う地域防災計画の改定や情報通信機器の整備等に対し、財政的支援も含め十分かつきめ細やかな支援措置を講じること。

以上、決議する。

平成25年10月18日

第163回北信越市長会総会